証券コード4555
平成27年６月３日

株　主　各　位

大阪市淀川区宮原５丁目２番30号
沢井製薬株式会社
代表取締役社長　澤　井　光　郎

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、40頁から41頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、郵送又はインターネット等により、平成27年６月24日（水曜日）午後５時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　大阪市淀川区宮原５丁目２番30号
当社本社・研究所10階ホール

3. 目的事項

報告事項
１．第67期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第67期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役の報酬額改定の件
第５号議案　当社取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権発行承認の件

以　上

1. 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.sawai.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
   (1)連結計算書類の連結注記表
   (2)計算書類の個別注記表
   なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
2. 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sawai.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事　業　報　告

(平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成26年４月１日～平成27年3月31日）におけるわが国経済は、平成26年４月の消費税率引き上げの影響から個人消費の落ち込みが続き、景気の回復に遅れが見られましたが、年度後半以降には、日本銀行が新たな金融緩和に踏み切ったことによる円安の一層の進行、政府による平成27年10月に予定されていた消費税増税の先送りの決定等、企業を取り巻く経営環境に大きな変化が見られ、景気は緩やかに持ち直しました。

ジェネリック医薬品業界におきましては、平成25年４月に厚生労働省から公表された「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を受け、調剤薬局におけるジェネリック医薬品使用促進に向けた調剤体制加算要件の見直し、DPC病院におけるジェネリック医薬品使用促進策の導入などを含む平成26年度診療報酬改定が４月から実施されたことに伴い、薬局市場のみならず、病院市場におけるジェネリック医薬品の需要も大きく伸びました。しかしながら、薬価に関しては、新規収載ジェネリック医薬品の薬価の大幅な引き下げや、既収載ジェネリック医薬品の薬価の３つの価格帯への集約を骨子とした非常に厳しい薬価制度が導入されたことから、４月の薬価改定と相まって、当期の収益環境は厳しいものとなりました。また、９月に、ブロプレス（一般名：カンデサルタン）について、先発品メーカーが、同社と資本関係のある企業を通じ、特許権等を許諾したAG（オーソライズド・ジェネリック）の先行販売に初めて踏み切ったことで、日本のジェネリック市場の競争環境に新たな変化が生じました。

このような状況において、当社グループは、最終年度を迎えた中期経営計画「M1　TRUST　２０１５」の基本方針にそって、各部門が掲げた施策に積極的に取り組みました。製品の研究開発面においては、５月に、OD錠に初めてレーザー印刷を行った抗血小板薬シロスタゾールOD錠（平成25年６月上市）に関する当社の高い技術力が評価され、公益社団法人日本薬剤学会より「旭化成創剤開発技術賞」を受賞しました。同じく５月に、今後特許切れが見込まれる配合剤をはじめとする難易度の高い製剤の開発や既存製品の積極的な改良を行うため、大阪府吹田市に新しい開発拠点となる「開発センター」の建設に着手しました。６月には、「バルサルタン錠」、「ロサルヒド配合錠ＬＤ」のほか、ジェネリック医薬品としては当社１社のみの製品である「カルベジロール錠1.25mg／ 2.5mg」などを含む６成分11品目の新製品を上市し、また、12月には、「カンデサルタン錠」、「レボフロキサシン錠」など7成分17品目の新製品を上市しました。とりわけ「カンデサルタン錠」は、AGの先行販売で、競争環境が厳しい中にあって、先発品にはないOD錠の開発を行ったほか、錠剤の両面に成分名と規格を印字して識別性を高め、差別化を

図りました。

生産・供給体制面においては、今後もジェネリック医薬品の大幅な需要拡大が見込まれる中、４月に「安定供給管理責任者」１名及び「安定供給責任者」３名の任命による組織的な体制の強化を行うとともに、年間生産能力100億錠体制の次を見据えた供給力の増強を図るべく、11月に、田辺三菱製薬工場株式会社鹿島工場の譲り受けに関する最終合意を行うなど、高品質な製品の安定供給体制をより確かなものとするための取り組みを着々と進めました。

営業面においては、平成26年４月からの新薬価制度では、既収載ジェネリック医薬品の薬価が、自社製品の販売価格に応じて先発品の薬価を基準に設定される３つの価格帯のいずれかに区分されることとなったことを受けて、一部に低価格戦略を取るメーカーが現れてきていますが、当社は、これらの動きとは一線を画し、安定供給力、高品質・高付加価値、情報提供力などを訴求する営業活動を展開しました。

また、中期経営計画の中で「新規領域への戦略的投資」の一つとして「海外展開へ向けた基盤構築の着手」を掲げておりましたが、米国市場参入準備を進めていたHMG-CoA還元酵素阻害剤ピタバスタチンについて、米国食品医薬品局（FDA）に提出していた医薬品簡略承認申請（ANDA：Abbreviated New Drug Application）が５月に受理され、将来の海外展開に向けた第一歩を踏み出しました。

同じく、「新規領域への戦略的投資」の一つとして「バイオシミラー市場への参入検討」を掲げておりましたが、サンド株式会社が製造販売承認を有する遺伝子組換えヒト顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）製剤「フィルグラスチムBS注」（バイオ後続品）を11月から販売を開始し、当社として初めてバイオシミラー市場に参入しました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は105,454百万円（前期比17.4％増）、営業利益が20,688百万円（同8.4％増）、経常利益が20,619百万円（同8.0％増）、当期純利益が14,053百万円（同15.3％増）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は12,452百万円であり、平成25年３月に稼働した関東工場の新製剤工場の第２期工事及び国内５工場における生産設備の増強並びに大阪府吹田市に建設中の開発センターへの投資等研究開発関係の設備増強を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、生産拡大に伴い、設備投資が増加していることから、これに充当するため、長期借入金5,000百万円を調達いたしました。

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行５行との間に平成30年３月を期限とする16,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において、同契約に係る借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループの現状認識

昭和36年に開始した国民皆保険制度の恩恵を受け、日本は世界最高水準の長寿社会を実現してきました。その反面、医療費をはじめとする社会保障費用は、年々増加の一途を辿っているため、少子高齢化も相まって現役世代の負担がますます重くなり、一定の自己負担で高水準の医療を受けられる仕組みの維持が困難になりつつあります。このような状況に対して、近年、医療の質を落とすことなく限られた医療財源の効率的活用を図るべく、ジェネリック医薬品の使用促進が図られてきました。しかしながら、日本におけるジェネリック医薬品の数量シェアは、諸外国と比べ依然として低い水準にありました。

このようなことから、平成25年４月に、既存の使用促進策に係る課題を明らかにするとともに、「ジェネリック医薬品の数量シェアを平成30年３月末までに60％以上にする」という目標値を織り込んだ「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」が厚生労働省により公表されました。また、このロードマップにおいて、安定供給体制、品質に対する信頼性の確保及び情報収集・提供体制の整備・強化等が求められていますが、効率的な医療の実現に貢献する企業として、これらの要請に応えていくことが当社として果たすべき社会的責任であると認識しています。

60％以上という新しい政府目標値が設定され、ジェネリック医薬品の使用促進が図られる一方で、平成26年度診療報酬改定の一環としてジェネリック医薬品の薬価制度が抜本的に見直されたことにより、各社の競争条件並びに経営戦略は大きな影響を受けることとなりました。このような中で当社グループは、ジェネリック医薬品業界のリーディングカンパニーとして、いち早く新しいジェネリック医薬品を開発・上市するとともに、品質・安定供給・情報提供においてトップレベルの水準を維持し続けることにより、ブランド価値を比類のないものに高めることが競争に打ち勝つために不可欠との判断の下、その達成のために次の②にあげた７点が最重要課題であると認識しております。

② 当面の対処すべき課題及び具体的取組状況等

[1] 高付加価値ジェネリック医薬品のいち早い開発と確実な上市

競合が多いジェネリック医薬品業界において競争に打ち勝つためには、他社品目との差別化が重要であり、また特許切れ後に一番手で上市することが患者さんのニーズに応えることにもなります。研究開発本部が中心となって、特許・技術・コスト等の諸課題に挑戦し、高付加価値ジェネリック医薬品の開発と確実な上市を目指してまいります。

[2] 安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者さんの元に高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つです。生産本部が中心となり、世界中から高品質な原材料の確保、適宜適切かつ継続的な設備投資、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、適格な需要予測と適正在庫の確保を行うことを通じて、安定供給の維持・確保を図り、ジェネリック医薬品の需要増に対応してまいります。とりわけ、平成27年４月に会社分割により、田辺三菱製薬工場株式会社から当社グループに帰属した鹿島工場にも同様の取組みを早期に展開し、将来の増産対応に備えてまいります。また、災害時にも安定供給を維持できるよう策定したBCP（事業継続計画）に基づき、原材料の複数ソース化、生産機械の共通化、代替要員の確保、人材の多能職化並びに工場間の人材交流及び技術の標準化等に取り組んでまいります。

[3] 信頼性の向上

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に対応した品質確保、市販後安全対策への対応は当然のことであります。更なる信頼性向上を目指し、信頼性保証本部が中心となって、より高いレベルに設定した自主品質基準の遵守、国内及び海外の製造工場の査察、医薬品リスク管理計画への対応、医薬品医療機器等法等の遵守体制の強化を図ってまいります。

[4] 情報提供の充実

医薬品は、正確な情報を伴ってはじめて患者さんの治療目的が達成されるものであります。MRの活動のみならず、ウェブやコールセンターが融合したマルチプロモーションシステムの構築による情報提供力の充実・強化を図ります。営業本部が中心となって、正確な効能・効果、用法・用量、副作用といった医薬品情報を医療関係者に迅速かつ確実に提供し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

[5] マーケティング機能の充実

競争優位を確立するためには、マーケット分析に基づいた的確な開発品目の選定、ターゲティングの明確化によるMRの生産性の向上が不可欠であります。営業本部が中心となって、マーケティング機能の充実を図ってまいります。

[6] 企業体質・経営管理の強化

企業理念の浸透、コンプライアンス委員会の活動強化、リスク管理の充実、内部統制の整備・拡充といったコーポレート・ガバナンスの強化とCSR(企業の社会的責任)への取組みを図ってまいります。また、環境変化に的確に対応できるよう意思決定や事業展開のスピードを追求するとともに、コスト削減や業務の効率化、業容拡大に伴う経営基盤の整備・強化、会社の成長を促進する人材の育成と活用といった企業体質及び経営管理の強化に取り組んでまいります。

[7] 新規事業基盤の構築

当社グループが中長期ビジョンに掲げる売上高2,000億円達成を目指すにあたり、また、将来に亘って持続的成長を遂げていくためには、既存のジェネリック医薬品事業以外の新規領域への展開をも図っていく必要があります。戦略企画部が中心となって、海外事業をはじめとする新規領域の事業基盤の構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 売上高の明細

当連結会計年度の売上高の明細を薬効分類別に示すと次のとおりであります。

薬効名称	金額	構成比
循環器官用薬	31,961百万円	30.3%
消化器官用薬	17,982	17.1
血液・体液用薬	12,089	11.5
その他の代謝性医薬品	7,734	7.3
中枢神経系用薬	7,495	7.1
抗生物質製剤	7,266	6.9
アレルギー用薬	3,762	3.6
呼吸器官用薬	3,077	2.9
泌尿生殖器官及び肛門用薬	3,056	2.9
その他	11,027	10.4
合計	105,454	100.0

(6) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第64期 (平成23年4 月1日から 平成24年3 月31日まで)	第65期 (平成24年4 月1日から 平成25年3 月31日まで)	第66期 (平成25年4 月1日から 平成26年3 月31日まで)	第67期 (当連結会計年度) (平成26年4 月1日から 平成27年3 月31日まで)
売上高(百万円)	67,603	80,502	89,823	105,454
経常利益(百万円)	15,096	17,601	19,091	20,619
当期純利益(百万円)	9,026	12,022	12,192	14,053
1株当たり当期純利益(円)	570.49	773.42	365.18	382.26
総資産(百万円)	123,399	127,842	149,348	166,179
純資産(百万円)	58,574	61,479	101,302	112,398
1株当たり純資産(円)	3,693.68	4,054.29	2,755.29	3,053.29

(注) 平成25年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。これに伴い、第66期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
メディサ新薬株式会社	91百万円	100%	医薬品販売業
化研生薬株式会社	51百万円	100%	医薬品製造業

(8) 主要な事業内容

医療用医薬品の製造及び販売

(9)主要な事業所

区　　分	事　業　所　名	所　　在　　地
統　　括	本社	大阪市淀川区
営　　業	札幌支店	札幌市北区
	仙台支店	仙台市宮城野区
	北関東支店	群馬県高崎市
	東京第一支店	東京都千代田区
	東京第二支店	さいたま市中央区
	名古屋支店	名古屋市昭和区
	大阪支店	大阪市旭区
	広島支店	広島市中区
	福岡支店	福岡市博多区
	長野営業所	長野県松本市
	東京西営業所	東京都立川市
	横浜営業所	横浜市港北区
	厚木営業所	神奈川県厚木市
	千葉営業所	千葉市美浜区
	静岡営業所	静岡市葵区
	京都営業所	京都市南区
	神戸営業所	神戸市中央区
	北陸営業所	石川県金沢市
	高松営業所	香川県高松市
	岡山営業所	岡山市北区
	熊本営業所	熊本市東区
生　　産	関東工場	千葉県茂原市
	大阪工場	大阪市旭区
	三田工場	兵庫県三田市
	九州工場	福岡県飯塚市
	第二九州工場	福岡県飯塚市
研　究　開　発	研究所	大阪市淀川区
	製剤技術センター	大阪市旭区

（注）平成26年７月１日　横浜営業所を横浜市港北区へ移転いたしました。
　　平成26年７月１日　厚木営業所を神奈川県厚木市に開設いたしました。
　　平成27年４月１日　田辺三菱製薬工場株式会社鹿島工場(茨城県神栖市)を会社分割により承継し、当社鹿島工場としております。

(10)企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減(△)	平均年令	平均勤続年数
1,239名	118名	38.1歳	9.2年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(11)主な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,826百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,739
株式会社みずほ銀行	1,038
日本生命保険相互会社	705
株式会社りそな銀行	667
株式会社日本政策投資銀行	550
三井住友信託銀行株式会社	525

（注） 当社においては、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行５行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。
当期末における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントライン総額　16,000百万円
借入実行残高　―　百万円
差引額　16,000百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数　36,838,049株

(注) 自己株式 1,299,539株を除いております。

(2) 株 主 数　8,945名

(3) 大 株 主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,740,700株	4.72%
ザ バンク オブ ニューヨーク 133522	1,702,600	4.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,339,000	3.63
サワケン株式会社	994,000	2.69
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	990,100	2.68
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	968,617	2.62
澤井光郎	948,200	2.57
澤井健造	854,000	2.31
株式会社三井住友銀行	650,000	1.76
住友商事株式会社	633,200	1.71

（注） 当社は、自己株式1,299,539株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は平成24年５月15日開催の取締役会において、「沢井製薬従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）を活用した中長期的な企業価値向上と福利厚生の拡充を目的としたインセンティブ・プランとして「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議しております。本制度では、当社が持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」といいます。）を設定し、持株会信託は設定後３年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行った上で、株式市場から予め取得いたしました。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却いたします。

なお、当事業年度末に持株会信託が所有する当社株式数54,300株は、本項における自己株式に含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成25年６月25日開催の第65回定時株主総会決議に基づいて同日開催の当社取締役会において決議された新株予約権

①新株予約権の払込金額	新株予約権１個あたり979,000円（１株あたり4,895円）			
②新株予約権の行使価額	株式１株あたり１円			
③新株予約権の行使条件	イ．新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。			
	ロ．その他新株予約権の行使条件は、平成25年６月25日開催の取締役会において決議された。			
④新株予約権の行使期間	平成25年７月11日から平成55年７月10日までとする。			
⑤当社役員の保有状況（平成27年３月31日現在）		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
	取締役(社外取締役除く)	29個	普通株式　5,800株	８名
	社外取締役	―個	普通株式　―株	―名
	監査役	―個	普通株式　―株	―名

（注） 当社は、平成25年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施したため、新株予約権の１株あたり払込金額、目的となる株式の数が調整されております。

平成26年７月24日開催の当社取締役会において決議された新株予約権

①新株予約権の払込金額	新株予約権１個あたり911,000円（１株あたり4,555円）			
②新株予約権の行使価額	株式１株あたり１円			
③新株予約権の行使条件	イ．新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。			
	ロ．その他新株予約権の行使条件は、平成26年７月24日開催の取締役会において決議された。			
④新株予約権の行使期間	平成26年８月12日から平成56年８月11日までとする。			
⑤当社役員の保有状況（平成27年３月31日現在）		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
	取締役(社外取締役除く)	22個	普通株式　4,400株	８名
	社外取締役	―個	普通株式　―株	―名
	監査役	―個	普通株式　―株	―名

（2）事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成26年７月24日開催の当社取締役会において決議された新株予約権

①新株予約権の払込金額	新株予約権１個あたり911,000円（１株あたり4,555円）			
②新株予約権の行使価額	株式１株あたり１円			
③新株予約権の行使条件	イ．新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。			
	ロ．その他新株予約権の行使条件は、平成26年７月24日開催の取締役会において決議された。			
④新株予約権の行使期間	平成26年８月12日から平成56年８月11日までとする。			
⑤使用人等への交付状況		新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
	執行役員	９個	普通株式　1,800株	７名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	澤井弘行	
代表取締役社長	澤井光郎	
取締役	岩佐孝	常務執行役員営業本部長兼 化研生薬株式会社代表取締役社長
取締役	戸谷治雅	常務執行役員信頼性保証本部長兼 薬制室長
取締役	木村圭一	常務執行役員生産本部長兼 安定供給管理責任者兼 メディサ新薬株式会社取締役
取締役	小玉稔	常務執行役員管理本部長兼 営業本部副本部長兼 メディサ新薬株式会社専務取締役兼 化研生薬株式会社取締役
取締役	澤井健造	常務執行役員戦略企画部長兼 営業本部副本部長
取締役	徳山慎一	常務執行役員研究開発本部長兼 メディサ新薬株式会社代表取締役社長
取締役	菅尾英文	弁護士 株式会社西松屋チェーン社外取締役
常勤監査役	松永秀嗣	化研生薬株式会社監査役
監査役	澤井武清	
監査役	髙橋孝志	税理士
監査役	小林俊明	弁護士

(注) 1. 菅尾英文氏は、社外取締役であります。
2. 髙橋孝志氏及び小林俊明氏は、社外監査役であります。
3. 平成26年６月25日開催の第66回定時株主総会において、徳山慎一氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
4. 平成26年６月25日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、横浜重晴氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
5. 監査役髙橋孝志氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役菅尾英文氏、社外監査役髙橋孝志氏及び社外監査役小林俊明氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額
取　締　役	10名	454百万円
監　査　役	4	27
合　　計	14	482

（注）1. 上記支給額には、当事業年度中に引当金として計上した次の金額を含めております。
取締役
役員賞与引当金　58百万円
2. 上記報酬等の額には、平成26年７月24日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役８名に付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額20百万円（報酬としての額）を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成23年６月23日開催の第63回定時株主総会において年額670百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成20年６月24日開催の第60回定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。
5. 社外取締役１名及び社外監査役２名に対する報酬等の額は13百万円であり、上記支給額に含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役菅尾英文氏は、株式会社西松屋チェーンの社外取締役であります。なお、当社と株式会社西松屋チェーンとの間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会への出席状況及び発言状況

取締役菅尾英文氏は当期開催された取締役会17回すべてに出席し、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

監査役髙橋孝志氏及び監査役小林俊明氏とも当期開催された取締役会17回すべてに出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ロ．監査役会への出席状況及び発言状況

髙橋孝志氏及び小林俊明氏とも当期開催された監査役会12回すべてに出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	金　額
公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	42百万円
公認会計士法第２条第１項の監査業務以外の報酬	21
合　　計	63

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	63

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び英文連結財務諸表の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
また記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である合意された業務等を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。なお、会社法及び会社法施行規則の改正に伴い、記載内容は、平成27年４月28日開催の取締役会決議に基づいております。

当社は、株主利益の最大化を図るという経営の基本方針を実現するために、外部環境の変化に適切かつ迅速に対応する意思決定と業務執行のできる経営体制を構築するとともに、公正さと透明性の高い経営を実現していくにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置づけております。

また、医療用医薬品を提供する生命関連企業として高い倫理観の維持・向上を図るため、「なによりも患者さんのために」という企業理念のもと、株主その他のステークホルダーに対して取るべき行動基準や各種社内規程に則った企業活動を進めてまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「企業理念」「行動基準」のグループ全社員への浸透活動であるＭ１プロジェクトにおいて、全社的グループ活動・研修を実施し、役職員挙げて「企業理念」「行動基準」に則った業務運営、法令及び社内規程の遵守を徹底する。

② コンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育・啓発活動等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努める。

③ 「企業倫理ヘルプライン規程」の適正な運用を図り、法令等への違反行為による不祥事の防止及び早期発見、是正等を行う。

④ 社長直轄の経営監査室が内部監査を実施するとともに、監査役、監査法人による厳正な監査を受け入れる。

⑤ 社内外に対する、一貫した信頼のおける会社情報の適時・適切な開示に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 「文書管理規程」を整備し、法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書その他の規程上保存すべき取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録を含む）を、定められた保存年限に従い適正に保存する。

② 「内部者取引管理規程」「情報セキュリティー管理規程」に基づき、重要事実、職務上知りえた機密情報の管理に万全を期すとともに、個人情報については「個人情報保護規程」に基づきその保護に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 信頼性保証本部を責任部署として、製商品の品質・安全性に関して、ＧＱＰ、ＧＶＰ基準に基づいた監視を厳正に実施する。また、行政機関、国内外の研究機関及び原材料の製造業者等と密接に連携して、医薬品の品質・安全性に関する情報を的確に捉え、科学的な分析・評価に基づいて事故の未然防止のために必要な措置を迅速に講じる。

② 業務の遂行過程において生じる各種リスクの管理は、各担当部門が一義的に行い、各部門はリスク管理に関する規程・マニュアル等を整備し、リスク管理レベルの向上を図る。

③ 緊急事態に対するリスクの管理に関しては、「危機管理規程」「災害ＢＣＰ（事業継続計画）」等に従い、危機発生時の被害の最小化及び早期の事業活動回復を図る。

④ 財務報告に係るリスクに関しては、内部統制委員会において問題提起・方針決定を行い、各部門プロセスオーナーの内部統制に係る整備・運用の統括を行うとともに、経営監査室がその評価を行う。

⑤ 正々堂々とした業務運営、不明朗取引の排除を徹底するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察等関係行政機関及び顧問弁護士等と連携し、毅然とした態度で臨む。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入する。

② 取締役会は、毎月１回開催の定例取締役会及び随時開催の臨時取締役会を行う。また、毎月１回以上経営会議を開催し、重要事項に関する執行方針を審議する。

③ 中期経営計画に基づく、各本部の事業計画を策定し、取締役を中心に構成される会議体において進捗管理を行う。

④ 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し意思決定プロセスの明確化、迅速化を図る。

⑤ 企業経営上の諸問題に関し、必要に応じて複数の弁護士その他の専門家から各種アドバイス等を受け、経営判断上の参考とする。

(5) 当社グループ（当社及び子会社から成る企業集団）における業務の適正を確保するための体制

① グループ各社は、共通の「企業理念」「行動基準」に基づいて業務を運営する。

② 「関係会社管理規程」の厳正な運用に努める。

③ 経営監査室による子会社監査を定期的に実施する。

④ 常勤監査役は、子会社の情報収集に努め、親会社との取引の適正性を監視する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役が（必要時に）補助使用人を求めた場合、経営監査室メンバーが兼務して対応する。

② 監査役から指示された補助使用人としての業務については、取締役の指揮命令系統からは独立し、監査役に属するものとする。

③ 補助使用人に対する監査役の必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には、監査役は取締役に対して必要な要請を行う。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。

② 監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対しその説明を求めることができる。

③ 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告する。

④ 取締役の不正行為の通報は、グループの役職員から監査役に行うものとし、通報者が不利益な取扱いを受けないようにする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 経営監査室は、内部監査の計画及び結果について適時に監査役に報告するなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を保つものとする。

② 監査役は、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評への出席、在庫棚卸監査への立会等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。

③ 監査役会が職務の執行上必要と認める費用については、請求により会社は速やかに支払うものとする。

7. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社は、昭和23年の設立以来、「なによりも患者さんのために」という企業理念に基づく医薬品事業を推進し、健康生活を願う国民の皆様の期待に応えるため、経済性に優れた高品質の医薬品の製造販売を続けることにより、ジェネリック医薬品メーカーとしての社会的責任を果たしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、ジェネリック医薬品メーカーにとって最も重要とされる３つの要素「品質」、「安定供給」、「情報提供」において、他の追随を許さないレベルを維持する経営ノウハウであると考えており、医療機関・流通各社からも最高レベルの定評をいただき、毎年多品目の新製品を上市し販売しております。

当社は、当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資するものとは認められないものも少なくありません。当社株式の買付を行う者が上記の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、当社株式の大規模買付等を行おうとする者が現れた場合には、当該大規模買付者に対して積極的に情報提供を求め、当社取締役会の意見及び理由をすみやかに開示し、株主の皆様が適切に判断できるよう努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な措置を講じてまいります。

(2) 基本方針実現のための取組み

当社は、上記の基本方針実現のために、次の３点に取り組んでまいります。

① 中期経営計画及び中長期ビジョンの達成

平成27年度から始まる３年間の中期経営計画として策定した中期経営計画「Ｍ１　ＴＲＵＳＴ　２０１８」及び、中長期ビジョンである「2021年３月期に売上高2,000億円達成」を目指し、掲げた諸施策を確実に実施することで企業価値の向上を図ります。

中期経営計画「Ｍ１　ＴＲＵＳＴ　２０１８」では以下の３つを基本方針としております。

Ⅰ．ジェネリック市場におけるNo.1シェアの堅持

Ⅱ．市場の環境変化に対応した安定供給能力とコスト管理能力の強化

Ⅲ．更なる成長に向けた新規領域の事業基盤の構築

② コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化

経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。更なる内部統制の整備強化を進め、企業価値の着実な向上に努めます。

③ 株主還元

将来の企業価値向上に資する研究開発や設備投資など新たな成長につながる投資と株主還元のバランスに配慮するとともに、毎期の連結業績、配当性向、その他の株主還元策等を総合的に勘案しながら、配当性向30％を目処に、安定的かつ継続的な配当を行うことを株主還元の基本とし、株主共同の利益の継続的確保・向上を図ります。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**104,274**	**流動負債**	**42,208**
現金及び預金	22,603	支払手形及び買掛金	17,054
受取手形及び売掛金	32,576	短期借入金	2,546
電子記録債権	1,542	未払金	15,157
商品及び製品	24,067	未払法人税等	3,222
仕掛品	9,117	賞与引当金	1,456
原材料及び貯蔵品	11,479	役員賞与引当金	58
繰延税金資産	2,408	返品調整引当金	68
その他	492	売上割戻引当金	1,904
貸倒引当金	△12	その他	740
固定資産	**61,905**	**固定負債**	**11,571**
有形固定資産	**54,700**	長期借入金	8,630
建物及び構築物	23,478	繰延税金負債	363
機械装置及び運搬具	17,554	退職給付に係る負債	45
土地	7,631	長期預り金	1,969
建設仮勘定	3,999	その他	562
その他	2,036	**負債合計**	**53,780**
無形固定資産	**2,116**	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**5,088**	**株主資本**	**111,359**
投資有価証券	4,687	**資本金**	**27,124**
その他	426	**資本剰余金**	**27,596**
貸倒引当金	△25	**利益剰余金**	**62,868**
		自己株式	**△6,229**
		その他の包括利益累計額	**951**
		その他有価証券評価差額金	951
		新株予約権	**87**
		純資産合計	**112,398**
資産合計	**166,179**	**負債及び純資産合計**	**166,179**

注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		105,454
売上原価		60,047
売上総利益		**45,406**
販売費及び一般管理費		24,718
営業利益		**20,688**
営業外収益		
受取利息及び配当金	94	
その他	201	296
営業外費用		
支払利息	142	
その他	222	364
経常利益		**20,619**
特別損失		
固定資産除却損	322	322
税金等調整前当期純利益		**20,297**
法人税、住民税及び事業税	6,490	
法人税等調整額	△246	6,244
少数株主損益調整前当期純利益		**14,053**
当期純利益		**14,053**

注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,106	27,505	52,490	△6,356	100,746
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	17	17			35
剰余金の配当			△3,674		△3,674
当期純利益			14,053		14,053
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		73		126	200
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	17	91	10,378	126	10,613
当期末残高	27,124	27,596	62,868	△6,229	111,359

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	486	486	68	101,302
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			△9	25
剰余金の配当				△3,674
当期純利益				14,053
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				200
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	464	464	28	493
当期変動額合計	464	464	18	11,096
当期末残高	951	951	87	112,398

注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**101,430**	**流動負債**	**41,987**
現金及び預金	20,621	支払手形	2,992
受取手形	5,571	買掛金	14,122
売掛金	26,347	１年以内返済予定長期借入金	2,546
電子記録債権	1,390	未払金	15,088
商品及び製品	24,528	未払費用	469
仕掛品	9,006	未払法人税等	3,055
原材料及び貯蔵品	11,396	賞与引当金	1,430
前払費用	197	役員賞与引当金	58
繰延税金資産	2,176	返品調整引当金	68
その他	208	売上割戻引当金	1,904
貸倒引当金	△13	その他	251
固定資産	**62,905**	**固定負債**	**11,488**
有形固定資産	**54,339**	長期借入金	8,630
建物	22,786	繰延税金負債	325
構築物	564	長期預り金	1,969
機械及び装置	17,529	その他	562
車両運搬具	21	**負債合計**	**53,476**
工具器具備品	1,991	**(純資産の部)**	
土地	7,404	**株主資本**	**109,822**
建設仮勘定	3,999	**資本金**	**27,124**
その他	41	**資本剰余金**	**27,596**
無形固定資産	**2,115**	資本準備金	27,448
ソフトウェア	1,605	その他資本剰余金	148
その他	509	**利益剰余金**	**61,331**
投資その他の資産	**6,450**	利益準備金	400
投資有価証券	4,673	その他利益剰余金	60,930
関係会社株式	1,376	固定資産圧縮積立金	360
その他	426	別途積立金	22,400
貸倒引当金	△25	繰越利益剰余金	38,169
		自己株式	**△6,229**
		評価・換算差額等	**950**
		その他有価証券評価差額金	950
		新株予約権	**87**
		純資産合計	**110,860**
資産合計	**164,336**	**負債及び純資産合計**	**164,336**

注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		104,678
売上原価		60,222
売上総利益		44,455
返品調整引当金戻入額		3
差引売上総利益		**44,459**
販売費及び一般管理費		24,210
営業利益		**20,248**
営業外収益		
受取利息及び配当金	186	
その他	224	410
営業外費用		
支払利息	142	
その他	222	365
経常利益		**20,293**
特別損失		
固定資産除却損	322	322
税引前当期純利益		**19,971**
法人税、住民税及び事業税	6,222	
法人税等調整額	△130	6,091
当期純利益		**13,880**

注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	27,106	27,430	74	27,505	400	342	20,400	29,981	51,125
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	17	17		17					
剰余金の配当								△3,674	△3,674
当期純利益								13,880	13,880
自己株式の取得									
自己株式の処分			73	73					
別途積立金の積立							2,000	△2,000	－
税率変更による積立金の調整額						17		△17	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	17	17	73	91	－	17	2,000	8,187	10,205
当期末残高	27,124	27,448	148	27,596	400	360	22,400	38,169	61,331

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△6,356	99,381	486	486	68	99,936
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		35			△9	25
剰余金の配当		△3,674				△3,674
当期純利益		13,880				13,880
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	126	200				200
別途積立金の積立		－				－
税率変更による積立金の調整額		－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			464	464	28	492
当期変動額合計	126	10,440	464	464	18	10,923
当期末残高	△6,229	109,822	950	950	87	110,860

注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

沢井製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　原　田　大　輔　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　松　本　　学　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、沢井製薬株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、沢井製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

沢井製薬株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　原　田　大　輔　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　本　　学　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、沢井製薬株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号の基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

沢井製薬株式会社　監査役会

常勤監査役　松　永　秀　嗣　㊞

監　査　役　澤　井　武　清　㊞

社外監査役　髙　橋　孝　志　㊞

社外監査役　小　林　俊　明　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、株主の皆様に対する積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけたうえ、当期の業績、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、下記のとおり実施いたしたく存じます。

１．期末配当に関する事項

（1）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　55円

総額　　2,026,092,695円

（2）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月26日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

（1）減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　2,000,000,000円

（2）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　2,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第27条（社外取締役との責任限定契約）及び第35条（社外監査役との責任限定契約）の規定の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
第27条　（社外取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第27条　（取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第35条　（社外監査役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第35条　（監査役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役２名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さわい　ひろゆき 澤　井　弘　行 (昭和13年２月21日生)	昭和38年４月　当社入社 昭和43年８月　当社常務取締役 昭和53年４月　当社代表取締役専務 昭和63年９月　当社代表取締役社長 平成20年６月　当社代表取締役会長 現在に至る	631,900株
2	さわい　みつお 澤　井　光　郎 (昭和31年９月28日生)	昭和64年１月　当社入社 平成12年６月　当社取締役営業本部副本部長兼営業企画部長 平成14年６月　当社常務取締役営業本部長兼営業企画部長 平成17年６月　当社専務取締役営業本部長 平成20年６月　当社代表取締役社長 現在に至る	948,200株
3	いわさ　たかし 岩　佐　　孝 (昭和27年７月９日生)	昭和54年４月　当社入社 平成６年６月　当社取締役経営企画室長 平成10年６月　メディサ新薬株式会社代表取締役社長 平成14年６月　当社常務取締役経営企画部長 平成20年１月　当社常務取締役営業本部長 平成24年６月　化研生薬株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成25年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長 現在に至る	9,300株
4	とや　はるまさ 戸　谷　治　雅 (昭和26年10月29日生)	昭和51年４月　当社入社 平成８年６月　当社取締役研究開発本部副本部長兼研究部長 平成14年６月　当社常務取締役医薬情報部長 平成20年４月　当社常務取締役信頼性保証本部長 平成25年６月　当社取締役常務執行役員信頼性保証本部長兼薬制室長 現在に至る	25,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	きむら　けいいち 木村　圭一 (昭和23年２月４日生)	昭和46年４月　当社入社 平成14年６月　当社取締役生産本部長兼生産管理部長 平成17年６月　当社常務取締役生産本部長 平成23年５月　メディサ新薬株式会社取締役 現在に至る 平成25年６月　当社取締役常務執行役員生産本部長 平成26年４月　当社取締役常務執行役員生産本部長兼安定供給管理責任者 現在に至る	37,400株
6	こだま　みのる 小玉　稔 (昭和28年９月８日生)	昭和51年４月　株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行)入行 平成18年５月　当社入社 平成19年６月　化研生薬株式会社取締役 現在に至る 平成19年６月　当社取締役経営企画部長 平成20年６月　メディサ新薬株式会社取締役 平成23年４月　メディサ新薬株式会社専務取締役 現在に至る 平成24年６月　当社常務取締役管理本部長兼営業本部副本部長 平成25年６月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼営業本部副本部長 現在に至る	7,800株
7	さわい　けんぞう 澤井健造 (昭和43年５月26日生)	平成７年４月　住友製薬株式会社（現大日本住友製薬株式会社）入社 平成13年４月　当社入社 平成22年６月　当社取締役戦略企画部長 平成25年６月　当社取締役常務執行役員戦略企画部長兼営業本部副本部長 現在に至る	854,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	とくやま　しんいち 徳山　慎一 (昭和25年６月29日生)	昭和52年10月　当社入社 平成17年６月　当社取締役研究開発本部長代行兼開発部長 平成17年６月　メディサ新薬株式会社取締役 平成24年６月　メディサ新薬株式会社代表取締役社長 現在に至る 平成25年６月　当社上席執行役員研究開発本部副本部長兼知的財産部長 平成26年６月　当社取締役常務執行役員研究開発本部長 現在に至る	9,000株
9	すがお　ひでふみ 菅尾　英文 (昭和22年８月31日生)	昭和54年４月　弁護士登録 昭和57年６月　菅尾法律事務所開設 現在に至る 平成６年５月　株式会社西松屋チェーン社外取締役 現在に至る 平成19年６月　当社監査役 平成24年６月　当社取締役 現在に至る	1,500株
10	＊ とうどう　なをみ 東堂　なをみ (昭和34年９月17日生)	昭和59年６月　医師免許取得 昭和59年７月　大阪大学医学部附属病院勤務 昭和62年７月　一般財団法人大阪府警察協会大阪警察病院勤務 平成２年７月　公益財団法人日本生命済生会付属日生病院勤務 平成14年１月　大阪鉄商健康保険組合健康管理室勤務 現在に至る 平成19年１月　日本医師会認定産業医資格取得 現在に至る	― 株

（注）１．＊印は新任候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 菅尾英文氏及び東堂なをみ氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は菅尾英文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、東堂なをみ氏につきましても、同氏の選任が承認可決された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
(2) 社外取締役候補者の選任理由は、次のとおりであります。
①菅尾英文氏は、現在、当社の経営に対し、社外取締役として重要な役割を果たしていただいております。弁護士活動に加え、他の上場会社社外取締役や当社社外監査役等、豊富な専門知識・経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言や判断が期待できるものと考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
②東堂なをみ氏は、医師としての豊富な専門知識・経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言や判断が期待できるものと考え、社外取締役としての選任(新任)をお願いするものであります。
(3) 菅尾英文氏の当社社外監査役としての在任期間は５年であり、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。
(4) 菅尾英文氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。
同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、東堂なをみ氏の選任が承認可決された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成20年6月24日の第60回定時株主総会において年額35百万円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、当社の業容拡大、監査役の責任と報酬のバランス等を考慮して、監査役の報酬額を年額50百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は４名であります。

第５号議案　当社取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権発行承認の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり、当社取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員（以下、「従業員等」という。）に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきまして、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第１項第３号の報酬等に該当いたします。当社は、平成23年６月23日開催の当社第63回定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額670百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役（社外取締役を除く）８名以内の者に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員等が中長期的な企業価値向上に向けた貢献意欲と士気を一層高めることを目的として、従業員等に対し新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

なお、報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される新株予約権１個当たりの公正な評価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

２．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式220,000株を上限とする。このうち当社取締役（社外取締役を除く）を付与対象とする新株予約権の目的である株式数は25,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整により生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

2,200個を上限とする。このうち当社取締役（社外取締役を除く）に付与する新株予約権は250個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的である株式数は、100株とする。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき１株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込価額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を

「処分する自己株式数」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替える。
さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(4) 新株予約権の権利行使期間
新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より5年以内とする。

(5) 新株予約権の行使の主な条件
① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、又は、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
② その他権利行使の条件は、平成27年6月25日開催の当社第67回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項
① 当社は、新株予約権者が上記（5）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を

定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は発行しない。

(12) 新株予約権のその他の内容
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

3．新株予約権の払込金額
金銭の払込みを要しないものとする。

4．新株予約権の割当日
当社取締役会に委任するものとする。

以　上

【議決権行使についてのご案内】

郵送により議決権を行使する場合のお手続きについて

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後５時20分までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

２．議決権行使のお取り扱いについて

（１）インターネットにより議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成27年６月24日（水曜日）午後５時20分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（３）複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効といたしますが、同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（４）議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

３．パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

（１）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

（２）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（３）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

（1）画面のドット数が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

（2）次のアプリケーションをインストールしていること。

ア．ウェブブラウザとしてVer.5.01SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

イ．PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader® 又は、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

＊Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

＊これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

（3）ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

（4）上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシーサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定によりインターネットとの通信が制限されている場合がありますので、その設定内容をご確認ください。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

■三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

電話　0120－652－031　（受付時間　9:00～21:00　土日休日を除く）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

電話　0120－782－031（受付時間　9:00～17:00　土日休日を除く）

●機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場のご案内図

場所　大阪市淀川区宮原５丁目２番30号
　　当社本社・研究所10階ホール
　　TEL　06－6105－5711
交通機関
○東三国駅（地下鉄御堂筋線）下車　５番出口より徒歩約２分
○新大阪駅（JR、地下鉄御堂筋線）下車　徒歩約10分
○東淀川駅（JR東海道本線（京都線））下車　西口より徒歩約８分
○大阪駅よりタクシー乗車（約10分）

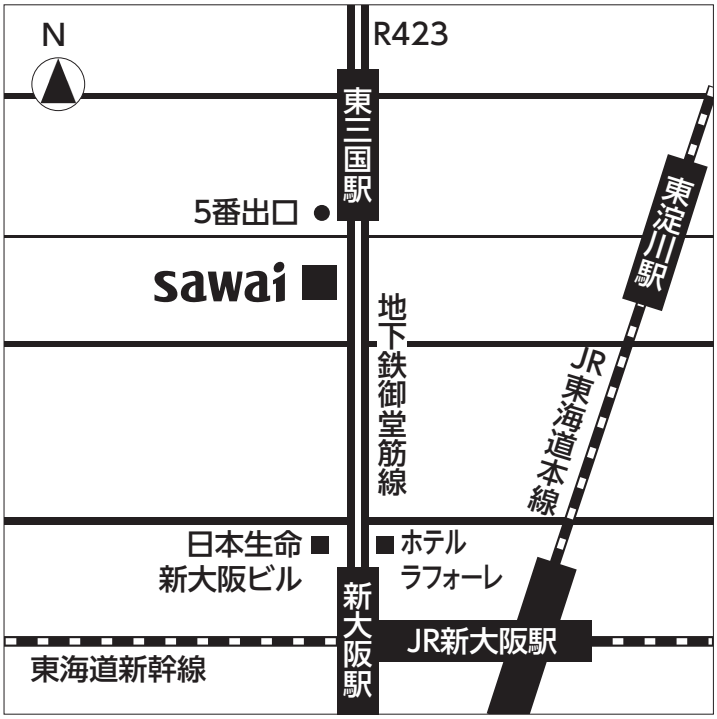

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。